

令和8年度小中学校及び教育委員会事務局複合機の賃貸借及び保守業務契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と※契約業者※（以下「乙」という。）とは、デジタル複合機（以下「複合機」という。）の賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が甲に複合機を賃貸し、常時正常な状態で稼動するよう保守し、甲の使用に供することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年8月1日より令和13年7月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条各○号に該当する場合は免除する。

（契約物件及び設置場所）

第4条 契約物件及び設置場所は別表1のとおりとする。

（賃貸借料金）

第5条 契約期間中の賃貸借料金は、別表2のとおりとする。

（複写料金及び保守料金）

第6条 甲が乙に支払う複写料金は、別表3の複写料金表により計算した額とする。ただし、保守料金は複写料金に含めるものとする。また、使用枚数は総複写枚数からテスト複写枚数及び不良複写枚数を差し引いたものとする。

2 複写料金の計算期間は月の初日から末日までとする。

（総則）

第7条 乙は、甲に対し、第4条の契約物件を第2条の契約期間に賃貸するものとし、甲は、乙に対し、その賃貸借料金及び第6条の複写料金及び保守料金を支払うものとする。

2 物件の設置、撤去その他本契約を履行するために必要な一切の手段については、本契約及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

3 本契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（権利の譲渡等）

第8条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、予め甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（設置の確認及び引渡し）

第9条 物件の設置日は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、物件を第4条の設置場所に設置し、甲が使用できる状態にしたときは、その旨を甲に通知しなければならない。

3 甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、物件が使用

できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

- 4 乙は、前項の確認に立ち会わなかったときは、確認の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 第3項の場合において、確認に直接要する費用は乙の負担とする。
- 6 甲は、第3項の確認完了後、乙が物件の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物件の引渡しを受けなければならない。
- 7 乙は、物件が第3項の確認に合格しないときは、直ちに当該物件の修補又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

(設置の負担)

第10条 本契約に基づく物件の設置及び撤去のために要するすべての費用は、乙の負担とする。

- 2 乙が第27条に基づき物件を撤去すべき場合において、その撤去を遅延した場合は、甲は乙に代わり撤去し、その費用を乙に請求するものとする。

(履行遅延の場合における遅延違約金)

第11条 乙の責に帰すべき事由により、契約期間の始期に甲が物件を借り受けることができないときは、甲は当該遅延にかかる違約金を請求することができる。

- 2 前項の違約金は、契約金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定した割合(以下「支払遅延防止法に定める率」という。)で計算した額とする。

(契約不適合責任)

第12条 設置された物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求するものとする。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(借主の賃貸借料金減額請求権)

第13条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて賃貸借料金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに賃貸借料金の減額を請求することができる。

- 2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による賃貸借料金の減額を請求することができない。

(準用)

第14条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除権の行使についても準用する。

(善管注意義務)

第15条 甲は、本契約及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、

物件を使用管理しなければならない。

(賃貸借料金及び複写料金の請求)

第 16 条 乙は、毎月末に甲の確認を受けて、複写料金を算出し、それに消費税及び地方消費税相当額を上乗せした金額に、賃貸借料金を併せた金額を甲に請求するものとする。この場合、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(賃貸借料金及び複写料金の支払)

第 17 条 甲は賃貸借料金及び複写料金を乙に支払うものとする。

2 賃貸借期間に 1 か月未満の端数が生じたとき、又は乙の責に帰すべき事由により甲が物件を使用することができなかつたときは、甲が乙に支払うべきその月分の賃貸借料金は、その月の暦日数に基づく日割計算によって計算した額とする。

3 甲は、乙から前条の規定による正当な請求を受けたときは、その請求を受理した日から 30 日以内に賃貸借料金及び複写料金を支払わなければならない。

4 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき支払遅延防止法に定める率で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

(複合機の保守)

第 18 条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように月に 1 回以上、点検調整を行う。乙が職員を設置場所に派遣して点検調整を行う場合において、その職員は必ずその身分を証明する証票を提示しなければならない。

2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は速やかに職員を派遣して修理し、正常な状態に回復させなければならない。

3 複合機の修理及び取付工事に要する一切の費用は、乙の負担とする。

4 乙が、消耗品の残量、機器の故障、メーターの確認についてリモートによる点検を行う場合は、通信時のセキュリティを確保しなければならない。

(部品及び消耗品の供給)

第 19 条 複合機に必要な部品（ドラム等）は、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙がコピーの質を維持するために必要と認めるときに、乙の負担によってこれを取り替えるものとする。

2 複合機に必要な消耗品（トナー等）については、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙が予備手持量の不足を認めるときに、乙の負担によって当該消耗品を甲に供給するものとする。ただし、用紙は除くものとする。

(保険)

第 20 条 乙は、自己の責任において複合機に動産総合保険を付保するものとする。

2 動産総合保険の内容等については、別紙 1「動産総合保険内容」のとおりとする。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、甲が故意または重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は甲乙が協議して定めるものとする。この場合において、乙の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害賠償の額から控除するものとする。

(借主の解除権)

第 22 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書をもって催告を行ったのち、本契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本契約を履行しないとき、又は履行しない恐れがある場合
- (2) 天災その他やむを得ない事由により、本契約を履行することができなくなった場合
- (3) 乙が、物件の設置をすべき期日を過ぎても設置をしないとき、又は設置の見込みがないとき
- (4) 乙から契約解除の申し出があった場合
- (5) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合
- (6) その他乙又はその代理人が本契約に違反した場合

2 前項第 3 号から第 6 号に該当する場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

3 甲は、本契約に関して乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 乙、又は乙との間に本契約に係る物件等の購入契約その他契約を締結する者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

（反社会的勢力の排除）

第 23 条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人が、次の各号に該当することを確約する。

- (1) 前条第 4 項の反社会的勢力ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

ア 前項 (1) ないし (3) の確約に反する表明をしたことが判明した場合

イ 前項 (4) の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項 (5) の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(貸主の解除権)

第24条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(特約事項)

第25条 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第1号の長期継続契約であるため、本契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算に減額又は削除があった場合、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

(所有権の表示)

第26条 乙は、物件に乙の所有である旨を表示するものとする。

(複合機及び消耗品の返還)

第27条 契約期間が終了し、又は本契約が解除された場合、甲は乙へ複合機及び消耗品を速やかに返還しなければならない。

2 前項による複合機の返還に係る費用は、乙の負担とする。

3 乙は、複合機を撤去する際、複合機に含まれた情報を完全に消去しなければならない。

(相殺)

第28条 甲は、本契約において乙から支払いを受けるべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき賃貸借料金及び複写料金を相殺することができる。

(秘密の保持)

第29条 乙は、複合機の管理及び保守の実施の際に知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。本契約が満了した後も同様とする。

(情報セキュリティ)

第30条 甲及び乙は、本契約において情報セキュリティ対策を実施する必要がある場合は、相互協議を行い、対策を講じるものとする。

2 乙は、本契約の履行にあたって、別紙2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第 31 条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 32 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚 印

乙
印

[別表 1] 契約物件及び設置場所

設 置 場 所		機 種
学 校 名	所 在 地	
安謝小学校	那覇市安謝 2 丁目 15 番 28 号	
壺屋小学校	那覇市牧志 3 丁目 14 番 12 号	
与儀小学校	那覇市与儀 1 丁目 1 番 1 号	
上間小学校	那覇市長田 2 丁目 11 番 60 号	
大名小学校	那覇市首里大名町 1 丁目 49 番地	
仲井真小学校	那覇市字仲井真 173 番地	
小祿南小学校	那覇市小祿 4 丁目 14 番地 1	
安岡中学校	那覇市銘苺 3 丁目 10 番 26 号	
上山中学校	那覇市久米 1 丁目 3 番 1 号	
寄宮中学校	那覇市長田 1 丁目 13 番 65 号	
事務局（総務課）	那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号	

[別表 2] 賃貸借料金

年度	月数	支払金額（消費税及び地方消費税込み）	
令和 8 年度	8	月額 円	（年額 円）
令和 9 年度	12	月額 円	（年額 円）
令和 10 年度	12	月額 円	（年額 円）
令和 11 年度	12	月額 円	（年額 円）
令和 12 年度	12	月額 円	（年額 円）
令和 13 年度	4	月額 円	（年額 円）
計	60	計	円

[別表 3] 複写料金表

複写料金 モノクロ （月額）	1 枚 ～	枚	・・・	円
	枚 ～	枚	・・・	円
	枚 ～	枚	・・・	円
		枚以上	・・・	円
複写料金 カラー （月額）	1 枚 ～	枚	・・・	円
		枚以上	・・・	円

※ 請求額は上記の合計額に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

※ 総複写枚数からテスト複写枚数、不良複写枚数分として 2%の枚数を控除して、積算カウンター料金を算出する。

動産総合保険内容

1 保険期間

この保険は、賃貸借契約成立後、物件が甲に引き渡された時に始まり、賃貸借契約が満了した時に終了となる。

2 保険の対象となる損害

この保険は、別表 1 の物件について、保険期間中に保険の対象となる事故によって生じた損害を補填するものである。保険の対象となる損害事故及び保険の対象とならない損害事故は、下記のとおりである。

(1) 保険の対象となる主な損害

- ① 火災、落雷、破裂、爆発
- ② 盗難
- ③ 破損
- ④ 濡損
- ⑤ 物体の落下・飛来
- ⑥ 車両の衝突および接触
- ⑦ いたずらによる直接損害
- ⑧ 風水災（台風、旋風、暴風雨など）

(2) 保険の対象とならない主な損害

- ① 故意、重過失による損害
- ② 地震、噴火および津波による損害
- ③ 自然の消耗・摩耗、または当該物件の性質によるかび、さび、変質、変色、虫喰い、ねずみ喰い等による損害
- ④ 物件の製造上、加工上の欠陥に起因する損害
- ⑤ 偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故による損害
- ⑥ 物件の修理・清掃等の作業中における作業上の過失、または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑦ 紛失、または置き忘れによって生じた損害

[別紙 2]

情報セキュリティに関する特記事項

(目的)

第1条 本特記事項は、那覇市学校教育情報セキュリティポリシーに基づき、情報通信ネットワーク並びに教育情報システムの開発及び保守を含む教育情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、受託者が守るべき情報セキュリティに関する特記事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本特記事項で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 委託者

ネットワーク、教育情報システム及び情報資産を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。

(2) 受託者

ネットワーク、教育情報システム及び情報資産を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。

(3) 情報セキュリティ管理者

委託者の部局等における課(室)長をいう。

(4) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(5) 教育ネットワーク

那覇市教育委員会が敷設したネットワーク。

(6) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(7) 教育情報システム

本市の学校教育において使用される情報システムをいう。

(8) 情報資産

ネットワーク及び教育情報システムの開発と運用に係る全てのデータをいう。

なお、情報資産には、紙等の有体物に出力された情報も含むものとする。

(9) 管理区域

ネットワークの機器及び重要な情報システムを設置し、並びに当該機器等の管理及び運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。

(管理体制の整備)

第3条 受託者は、委託業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として、次に掲げる事項について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受託者は速やかに書面により委託者へ連絡しなければならない。

(1) 情報資産の取扱い部署並びに責任者及び担当者

(2) 情報資産を取り扱う作業範囲

(3) 情報資産を取り扱う場所

(4) 通常時及び緊急時の連絡体制

(秘密の保持)

第4条 受託者は、委託者から秘密である旨の告知とともに知り得た情報を他に漏らしてはならない。委託業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、委託業務を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。委託者の承諾を受けた第三者が更に第三者に委託する場合、以降の第三者（以下、委託者の承諾した第三者を総称して「再委託先」という。）に委託する場合についても同様とする。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により委託者の承諾を得ようとする場合、再委託先の名称及び住所、再委託の理由、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監査の方法等を委託者に書面により通知するものとする。なお、委託者から受けた承諾の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 受託者は、再委託先との間で、再委託にかかる業務を遂行させることについて、委託業務に基づいて受託者が委託者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
- 4 受託者は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(教育の実施)

第6条 受託者は、委託業務に係る受託者の責任者及び担当者に対して、情報セキュリティに関する教育（本特記事項の遵守を含む。）など委託業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、委託業務を処理するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した委託者の情報資産を、委託者が指示した場所以外で利用してはならない。ただし、委託者の書面による事前の承諾がある場合はこの限りでない。

(入退室等管理)

第8条 受託者は、委託者の管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、委託者の求めにより提示しなければならない。

- 2 受託者は、委託者の管理区域への機器の搬入出においては、管理区域への入退室を許可された委託者の職員の立ち会いのもと行わなければならない。
- 3 受託者は、委託者の管理区域に入室する場合、委託業務に不要なコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込んで서는ならない。
- 4 受託者は、委託者の管理区域へ搬入する機器等が、既存の教育情報システムに与える影響について、あらかじめ確認を行わなければならない。

(情報資産の利用)

第9条 受託者は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外で利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 受託者は、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく委託者の情報資産に係る情報を複製し、又は複製してはならない。

(情報資産の保管)

第10条 受託者は、委託者から情報資産の提供等を受けた場合、当該情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の不正行為が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し)

第 11 条 受託者は、情報資産を所管する委託者の情報セキュリティ管理者の書面による事前の承諾を得ることなく情報資産を外部へ持ち出してはならない。

2 受託者は、前項により情報資産を持ち出すときは、盗難、紛失、不正コピーその他の情報資産の不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第 12 条 受託者は、委託業務で必要がなくなった場合は、委託者の指示に従い、委託者の教育情報システム及び情報資産を直ちに委託者に返却し、又は廃棄その他の処分を行うものとする。

2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

第 13 条 受託者は、委託者の教育情報システム及び情報資産を廃棄する場合は、委託者の情報セキュリティ管理者の事前の承諾を得て、情報を復元できないようデータ消去ソフトウェア等により消去し、又は物理的に破壊しなければならない。

2 受託者は、前項により情報を廃棄した場合は、速やかに廃棄日時、廃棄担当者、廃棄処理内容その他の廃棄した旨を証明する書面を委託者に提出しなければならない。

(不正プログラム対策)

第 14 条 受託者は、教育情報システムにコンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、最新の状態に保たなければならない。

2 受託者は、委託業務において、ソフトウェア開発元の提供するパッチやバージョンアップなどのサポートが終了したソフトウェアを使用してはならない。

(セキュリティ侵害の未然防止)

第 15 条 受託者は、情報システムのセキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じて、委託者を含む関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急性及びリスクに応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する社会環境や技術環境等の変化によって新たな脅威を認識した場合は、情報セキュリティの侵害を未然に防止するための対策を速やかに講じなければならない。

(教育情報システムの導入)

第 16 条 受託者は、教育情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

2 受託者は、個人情報などの重要な情報を含む情報資産を試験に使用してはならない。

3 受託者は、教育情報システムの導入及び試験環境から運用環境への移行について、手順を明確にするとともに、情報資産の保存を確実にいき、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるようにしなければならない。

(ネットワーク及び教育情報システムの管理)

第 17 条 受託者は、委託業務で使用するネットワーク及び教育情報システムを構成する機器に対し、委託者の事前の承諾を得ることなくソフトウェアを導入してはならない。

2 受託者は、サーバなどの教育情報システムを構成する機器の取付けを行う場合、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

- 3 受託者は、委託者の事前の承諾を得ることなく委託業務で使用するネットワーク及び教育情報システムを構成する機器の改造、増設又は交換を行ってはならない。
- 4 受託者は、ネットワーク又は教育情報システムを変更した場合は、変更履歴を作成し管理しなければならない。
- 5 受託者は、委託者の事前の承諾を得ることなく教育情報システムを構成する機器等を教育ネットワークへ接続し、又は教育ネットワークに接続している機器等を他ネットワークへ接続してはならない。

(事故等の報告)

- 第 18 条 受託者は、委託業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の事故の原因を究明し、記録を保存しなければならない。また、事故の原因究明の結果から、再発防止策を検討し、委託者に報告しなければならない。

(監査・検査への協力)

- 第 19 条 委託者は、委託業務に係る受託者の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて業務履行場所への立入調査、検査、指導等を行うことができる。
- 2 受託者は、委託者から前項の立入調査、検査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。
 - 3 委託者は、第 1 項による立入調査、検査等による確認の結果、受託者による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて指導又は改善を勧告するものとする。
 - 4 受託者は、前項による指導又は改善勧告を受けたときは、これに速やかに応じなければならない。

(セキュリティ事故の公表)

- 第 20 条 委託者は、受託者の責に帰すべき事由に伴う情報セキュリティに関する事故を認知した場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し、受託者の名称を含む当該事故の概要について報道機関等へ公表ことができ、受託者はこれを受忍しなければならない。